

# 施設整備事業のポイント

**NEW 持続性向上タイプ**

収益性向上タイプ

## 1. 事業要件 (新規・拡充部分) 【両タイプ共通】

【補助率：1/2以内】

- 酪農の成牛舎・搾乳牛舎の施設整備の支援を再開  
経産牛**1頭当たり飼料作付面積が要件** (北海道40a、都府県10a)  
※1 国産飼料購入分の面積換算も可  
※2 給与飼料量の10%分を国産に置き換えることでも可 (都府県のみ)

- 施設の面積当たり上限単価 (基準事業費) を引き上げ  
知事が認めた場合は、基準事業費の**1.5倍**まで可能  
TMRセンター、哺育・育成センターは**1.8倍**まで可能

## 2. 支援対象 ※補助上限5億円/年(2年までの事業計画を申請可能)

- 右記(③~⑧)に加え、
- ①家畜衛生施設 (消毒ゲート、シャワー室、柵・壁、舗装等)
  - ②野生鳥獣被害防止施設 (金網柵、電気柵等)  
※②の上限補助額：2,000万円

収益性向上に直ちに結びつかない取組も支援！  
新規就農・経営継承、畜舎の補改修を推進！

【施設整備の例】



- ③家畜飼養管理施設
- ④家畜排せつ物処理施設
- ⑤自給飼料関連施設
- ⑥畜産物加工、展示・販売施設
- ⑦ ③~⑥の補改修
- ⑧家畜導入 (新規就農者等)

農場の分割  
管理も支援

## 3. 成果目標 以下の目標から1つないし2つ選択し、整備後5年以内に達成

テーマ	成果目標
1 環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 国産飼料利用量又は飼料作付面積 (単収) の5% (3%)以上の増加 ※( )は都府県</li> <li>② 温室効果ガス排出量の5%以上の削減</li> <li>③ ア 家畜ふん尿の堆肥化による販売単価又は販売量の5%以上の増加 イ 家畜ふん尿のエネルギー化による光熱費の5%以上の低減</li> </ul>
2 地域経済・担い手	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 飼養管理のために雇用する人数又は人件費の5%以上の増加</li> <li>② ア 直売等への提供量の5%以上の増加 イ 農場HACCP取得等による販売量又は単価の5%以上の増加</li> <li>③ 教育ファームの認証の取得かつ従業員数×20名以上の来場者数</li> <li>④ 経営支援チームの構築かつ年3回以上の支援会議の開催</li> </ul>
3 AW・家畜衛生等	<ul style="list-style-type: none"> <li>① AW畜産物の出荷量又は販売量の5%以上の増加、かつ販売単価の5%以上の増加</li> <li>② 家畜の疾病発生率又は事故率の5%以上の低減</li> <li>③ 鳥獣被害面積又は件数の5%以上の低減</li> <li>④ ア 希少血統の種雄牛造成又は希少血統雌牛の飼養割合が5%以上 イ 短期肥育牛又は早期出荷素牛の出荷頭数が全出荷頭数の5%以上</li> </ul>

新規就農・経営継承により取り組みやすく！

(1) ~ (3) のいずれかを整備後5年以内に達成

- (1) **1頭当たり**販売額の増加
- (2) 生産コスト※の削減
- (3) 所得の増加

**10%以上 達成**

大規模経営※は**15%以上**  
(※正規雇用者が常時6人以上)

※ 飼料費、労働費、素畜費など個別の経費の削減でも可

【施設整備の例】

